

○厚生労働省告示第三百六十二号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）の施行に伴い、及び国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）第二十条の三第一項の規定に基づき、国家戦略特別区域法第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものを次のように定める。

平成二十七年九月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

国家戦略特別区域法第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの

- 一 ヒト体細胞加工研究用具（次号及び第三号に掲げる物を除く。）
- 二 ヒト体性幹細胞加工研究用具（次号に掲げる物を除く。）
- 三 ヒト人工多能性幹細胞加工研究用具